

事業主の方へ

# 高年齢者に係る保険料 免除の終了について

64歳以上の高年齢労働者（令和2年4月1日時点で満64歳以上）に係る雇用保険料は、**令和2年4月**の対象賃金から保険料徴収が始まります。

※今まで雇用保険料が免除対象者の方は、令和2年3月31日に雇用保険料の免除が終了します。